

書評：近見正彦 = 堀田一吉 = 江澤雅彦編『保険学』

有斐閣、2011年5月、はしがき3 + 執筆者紹介2 + 目次6 +
本文255 + 事項索引16 = 282頁

小川 浩 昭

1. 本書を取り上げる意義

本来書評の対象とする文献は、単著の研究書とすべきであろう。著者の一貫した研究姿勢、独自性などが織り込まれた研究書の意義とさらなる発展のための課題を指摘し、その分野の研究に刺激を与えることが書評には期待されるからである。それにもかかわらず、単著の研究書とまったく正反対の共著のテキストである本書を取り上げる理由は次のとおりである。

本書は、小川[2010]で取り上げた有斐閣のテキストのシリーズと考えるからである(表1参照)。小川[2010]では、戦後の保険研究の動向を探るために、シリーズ化されているテキストをいくつか取り上げたが、その一つにこの有斐閣のシリーズがある。本書は有斐閣のシリーズの最新版と考えるので、小川[2010]で行った考察の追加として考察する必要があるのではないかと注目した。特に書評の形で取り上げるのは、本書が体系的な書物だからである。本来テキストというのは、学問の体系が反映されていなければならない。したがって、体系的に優れたものでなければ優れたテキストとはいえない。身近な例を引きながら、わかり易く書かれていることは重要ではあるが、なんの体系も意識せず、主要な項目についてのわかり易い解説が羅列されているのでは、その学問にとって無価値である。この点において本書は優れていると考えたので、単著ではないが書評の形で取り上げることにした。特に、有斐閣のシリーズの中で本書の優れる点をここで指摘しておこう。

表1. 有斐閣のシリーズ

	木村ほか〔1980〕本文241頁	木村ほか〔1980〕本文255頁	近見ほか〔1998〕本文263頁	近見ほか〔2006〕本文253頁
第1章	保険とは何か	総説	総説	総説
第2章	損害保険	損害保険	リスクと保険	リスク・マネジメントと保険
第3章	生命保険	生命保険	保険市場	保険市場
第4章	社会保険	社会保険	保険業とその規制	保険契約法と保険業法
第5章			福祉社会における保険	社会保障と保険

(出所) 筆者作成。

木村ほか〔1980、1993〕が保険総論＋保険各論（損害保険、生命保険、社会保険）という構成に対して、近見ほか〔1998、2006〕は伝統的保険学としての総合保険学を指向して構成が異なるものの、入用充足説を重視するなどの共通点がある。小川〔2010〕ではこの有斐閣のシリーズに対して、「保険政策がない、近見ほか〔1998、2006〕は保険経済学、保険法学を含むものの保険数学、保険会計学などはなく総合保険学とするには弱い」などの批判をした（小川〔2010〕p.95）。本書は、もともと新書に始まるこのシリーズをもっと本格的なものとし、構成も充実させたものといえる（表2参照）。それは、それまでの5章立てが9章立てになっていることに象徴され、保険数学、保険金融、保険政策が含まれている。したがって、小川〔2010〕で行った批判を本書はかなりの程度克服している。この点において、本書は優れている。

また、共著に往々にしてみられる執筆者ごとの勝手な記述といったものがあまりみられず、整合性を取るために各章の関係にかなり配慮されていることが感じられる。共著の研究書の場合は、あえて調整など図らず、大きな方向性を一致させた上で、執筆者ごとの勝手な記述がみられる分には、一つの刺激として受け止めることもできようが、テキストの場合は自己の主張を抑えてでも体系性を重視し、勝手な記述は抑えるべきと考えるので、この点においても本書は良書である。

わが国保険学は隣接科学から軽視されるという危機的状況にあるので、テキストにおいても体系のしっかりとした良書が求められる。それは、保険学を再生するためにどのような方向を目指すのが問題とされ、その方向性の表現の一つとして学問体系があげられるからである。明確な方向性を持った体系に基

づくテキストでなければ意味がない。そのように考えると、本書は総合保険学を目指した方向性が明確なテキストといえる。本書を取り上げる所以である。

表2．本書の構成

	近見ほか[2011]本文255頁
第1章	リスクと保険の基礎理論
第2章	リスク保険の経済分析
第3章	リスク・マネジメント
第4章	保険と数理
第5章	保険契約
第6章	保険経営
第7章	金融仲介機関としての保険会社
第8章	保険市場と保険産業
第9章	保険政策と保険規制

(出所)筆者作成。

2．要約

本シリーズの前の文献との比較も交えながら、本書を要約する。

第1章「リスクと保険の基礎理論」は、これまでの本シリーズの「保険」の考察に対して、「リスクと保険」として「リスク」を重視している。「リスク」で本書の考察の口火が切られており、明らかにこれまでとは異なる。Rejda[2005]に基づき、リスクの伝統的な定義を損失発生に関する不確実性とする(近見ほか編[2011]p.1)。しかし、損失というと生命保険に妥当するのかどうかという問題が生じるので、事故発生の不確実性とする。ところで、ファイナンスでリスクをばらつき・散らばりとして理解することがあるが、「リスクを感じるのは、期待値および分散の値がどうであれ、事故または出来事の発生に関して不確実性があるからではないだろうか。だとすれば、保険制度に加入する者が感じ、認識するリスクは、ばらつき・散らばりとしてのリスクではない」(同p.2)とする。そして、ばらつき・散らばりとしてのリスクは保険制度の運営に関わる「大林の言う第二次危険または保険技術的危険である」(同p.3)とする。かくして、「保険制度への加入者が同制度の運営者に移転するリスクは、ばらつき・散らばりという意味のリスクではなく、不確実性という意味のリスクなのである」(同p.3)とする。

近年注目されている「リスク重視の保険学」¹⁾(小川[2010]pp.84-89)では、期待値と期待値周りの変動性(分散・標準偏差)をリスクとし、後者を重視するが(同pp.103-104)それと一線を画すための記述にみえる。本書はリスク重視の保険学の影響を受けてリスクから始めていると思われるが、リスクをファイナンス的に捉えない点に伝統性が反映しているといえる。ただし、保険加入者が移転するリスクを不確実性という意味のリスクとする点に問題ないだろうか。不確実性は可能性がなければ存在しないとし、「日本の保険法は、損害・保険事故・給付事由の発生の可能性を危険と言っている」(同p.2)との記述で保険法と同様に把握しているのかもしれない。その場合、不確実性=可能性との把握となる。いずれにしても、不確実性という用語をばらつき・散らばりを否定するために使用している。しかし、不確実性は可能性に関わる用語というよりも、どうなるかわからない=幾通りもの場合が発生しうるということで、ばらつき・散らばりに関わる用語として捉えられるのが一般的ではないか。本章で不確実性という用語を導出するために引用したRejda[2005]では、リスクを不確実性とした後に、客観的リスクと主観的リスクに分け、前者を標準偏差・分散(Rejda[2005]p.4)としている。したがって、不確実性を可能性と結びつけた把握は無理があるのではないか。

次に、リスクがコストであることが述べられるが(近見ほか[2011]p.3)これもリスク重視の保険学の影響であろうか。これまでのシリーズにはない記述である。続いて、リスク、ハザード、ペリルについて考察し、リスクの分類へと進む。

次に、全く内容が変わり、保険の生成として、海上保険、火災保険、生命保険、さらにわが国の保険の生成について考察する。保険史の考察であるが、リスクから保険史への論旨の展開が理解し難い。ただし、第1章での歴史的考察は木村ほか[1980]からパターン化している考察ではある。

次に、「保険とは」を考察する。近見ほか[2006]では、保険の字義に始ま

1) リスク重視の保険学については、小川[2010]を参照されたい。なお、本稿ではリスク重視の保険学の文献として下和田編[2010]を取り上げる。

るこの考察が最初であった。近見ほか[2006]に比べて考察がやや簡略化されており、そこでは経済生活確保説と入用充足説を取り上げて多少保険学説の考察がみられたのが（近見ほか[2006]pp.6-11）、支持する入用充足説のみを取り上げる（近見ほか[2011]pp.14-15）、そして、定義があった方が理解しやすいということで、保険を次のように定義する。「同様なリスクにさらされた多数の経済主体による、偶然な、しかし評価可能な金銭的入用の相互充足である」（同pp.14-15）とする。この定義は近見ほか[2006]と全く同じである（近見ほか[2006]p.11）。

次に、保険制度の構造として、保険は数理的・技術的基礎の上に成立するとして、大数の法則、収支相等の原則、給付反対給付均等の原則を指摘する。続いて、保険制度の成立要件を考察するが、定義文から成立要件を導き出すというもので、続く保険制度の特質まで、「保険システム」（近見ほか[2006]）と「保険制度」（近見ほか[2011]）と用語の使い方が異なるのみで中身はほぼ近見ほか[2006]と同じである。

次に、保険の三大要素として、保険者、保険契約者、保険契約を取り上げて考察する。さらに、保険の分類と機能が続くがこれらも近見ほか[2006]の考察とほぼ同様である。

以上のように、かなり近見ほか[2006]と重なる考察であるが、リスクで始めている点が決定的に異なる。リスクを損失概念から離し、保険加入者の移転するリスクをばらつき・散らばりとしてのリスクではないとする点で伝統的といえるが、本章全体はリスク重視の保険学の影響をかなり受けているのではないが。

第2章は「リスクと保険の経済分析」である。生活自己責任原則の資本主義経済において保険はリスク処理策の一つであるとする。リスクと保険の間に損害の発生という事実が存在し、リスクを「損害発生の不確実性」（近見ほか[2011]p.35）とする。保険学においてリスクが重視されるようになると、生命保険と損害保険との統一的把握から保険を捉える概念として棄却された損害概念が復活し、重視されることとなるが、本章にもそれが当てはまる。なお、損害概念の重視は、第1章で損失概念の使用を避けたことと矛盾するのではない

か。

次に、保険の特性を考察する。財としてどのように性格づけられるかという考察で、保険を無形財、情報財、条件財、価値転倒財、メリット（価値）財、クラブ財とする。本シリーズのみならず、これまでのテキストにみられない整理の仕方である。

次に、保険の原理と機能では、第1章と重複して保険の二大原則、給付反対給付均等の原則、収支相等の原則を考察するが、第1章と異なり $=r/n$ について大数の法則として考察せず、両原則を同時に満たすことを意味する $=r/n$ が成立するためにはリスク分類が適正に行われることが必要条件であるとして、リスク分類に焦点をあてる。したがって、考察項目としては第1章と重複するものの、第2章の主題と関連した第1章の考察の補完的な説明になっている。ここで重視するリスクの分類とは、リスクの高低であり、リスクに応じた保険料率の設定は保険原理の追求において不可欠であり、契約者の公正が達成されるのみならず、経済的意義もあるとする。

続いて、保険の機能と経済的效果を考察する。3つの大きな保険機能として、リスクのコスト化機能、リスク移転機能、リスク分散（リスク・プーリング）機能をあげる。近見ほか[2006]と同様本書は伝統的保険学を重視しているようであるが、第1章がリスクで始まりリスク重視の姿勢が今までと異なる。本章では、機能についてもリスクを軸に把握し、伝統的保険学にはみられない保険機能の把握である。リスク・コストはリスク重視の保険学においても重視される点であるが、下和田編[2010]では同じ「保険の機能と経済効果」の考察において「リスクのコスト化機能」はみられない。また、経済効果は機能がもたらすものとして、リスク負担機能、金融機能、再分配機能と独立して社会的コストの軽減効果、不確実性の軽減効果、信用補完効果、資本形成効果、損害予防・防止効果をあげる（下和田編[2010]pp.49-51）。これに対して、本章は機能と効果の関係が判然とせず、効果の指摘が不明確である。また、リスクにこだわり過ぎたためか金融的機能を指摘していないが、これは非常に問題である。さらに、リスク分散機能を個人の直面するリスクの標準偏差を軽減させるとする点も問題であろう（近見ほか[2011]p.41）。第1章の考察にあるように、標準

偏差としてのリスクは第二次危険または保険技術的危険として把握すべきで、保険契約者の次元では期待値のブレではなく、期待値としてのリスクを移転すると考えるべきであろう。いずれにしても、第1章との整合性に欠けている。

次に、保険加入の合理性について考察する。保険加入という行動の合理性を期待効用理論によって考察し、期待効用理論を補う行動経済学による考察へと進む。

次に、保険可能性と限界について考察する。保険需要の決定要因を考察し、保険可能性の条件を提示する。この条件が満たされても市場性が存在しないと保険取引は成立できないとして、保険の限界を考察する。

本章最後に、情報の非対称性と逆選択、モラル・ハザードについて考察する。情報の非対称性を原因として逆選択、モラル・ハザードが発生することになるので、両者について説明した後、対応策を考察する。

近見ほか[2006]で本章に相当する章は「第3章 保険市場」と思われ、ここで保険の経済学的な考察を行う。ただし、小川[2010]で指摘したように、この章自体は全体との関係で浮いたような存在である（小川[2010]p.95）それに対して、本章はしっかりと本書に根付いており、その点でも本書は近見ほか[2006]に比べて優れているといえる。

第3章は「リスク・マネジメント」である。近見ほか[2006]の第2章「リスク・マネジメントと保険」に相当する章と思われる。近見ほか[2006]では第2章でリスクを考察するが、本書ではすでにみたように第1章の冒頭で考察するため、本書はリスク・マネジメントの概念から考察する。リスク・マネジメントを「合理的な手段・方法を用いて、最小の費用でさまざまな事故・異常事態から生じる損失を最小にしながら、一方で利益を最大にするための、事業運営・推進の仕組みおよび活動である」（近見ほか[2011]p.57）とする。危機管理やセキュリティ・マネジメントを含む広い概念としてリスク・マネジメントを捉えている。

次に、リスク処理手段の体系を考察する。リスク・マネジメントをリスク処理手段によってリスク・コントロールとリスク・ファイナンスに二分することができるとし、さらに細分類の手段についてそれぞれ解説を加える。「リ

スク・マネジメント・システム」として手段の体系を把握しているのが注目される。

次に、リスク・マネジメント・システムの基本構造としてリスク・マネジメント・プロセス等が考察され、リスク・マネジメント・システムのハザードとリスクの考察へと進む。このように、あまり見かけない「リスク・マネジメント・システム」という用語が本章では重要である。

次に、リスク・ファイナンス手段の多様化として、ART (Alternative Risk Transfer) を考察する。

最後に、リスク・マネジメント戦略への取り組みとして、BCP (business continuity plan) やリスク・ガバナンス体制について考察する。

第4章は「保険と数理」である。本シリーズにみられなかった保険数学についての考察である。

現価計算の解説も含めて収支相等の原則に結びつく保険料の計算を行う。続いて、責任準備金の説明を行う。

次に、大数の法則を解説し、期待値、分散を説明する。ここで、給付反対給付均等の原則に言及する。

最後に、生命保険数理、続いて損害保険数理と、生命保険、損害保険に分けた考察を行う。

初歩的な保険料計算をわかり易く解説している。ただし、生命保険に比べて損害保険はかなり簡単な記述なので、損害率、コンパインド・レシオの解説などを入れると良かったのではないか。

第5章は「保険契約」である。保険は多数の契約の集合によって保険団体が形成されて初めて機能するので、保険制度と保険契約は相互関係にあるとする。保険契約は保険を形成するためのものなので、保険制度を機能させるために必要な事項が織り込まれる。それは、保険技術面の事項と保険を健全かつ適正に運営するための必要事項に大別される。前者は危険率に応じた保険料率の設定が可能となるような仕組みであり、後者は賭博性とモラル・ハザードを排除する仕組みである。

次に、保険が関連する法律を指摘し、保険法を中心に考察を進める。

近見ほか[2006]で本章に相当する章は第4章「保険契約法と保険業法」であると思われるが、本書では第9章「保険政策と保険規制」で保険監督法を取り上げるため、本章は保険契約法の保険法を中心とした考察になっているものと思われる。この点が近見ほか[2006]との構成上の大きな違いの一つである。

第6章は「保険経営」である。保険制度の経営主体として、株式会社、相互会社、協同組合、少額短期保険者を考察する。株式会社と相互会社は比較をしながら考察する。協同組合については、共済についての簡単な説明を行ったうえで、主要な制度共済として、JA共済、全労災、県民共済、CO・OP共済を簡単に取り上げる。少額短期保険業者についても簡単に解説する。

次に、保険販売について考察する。保険需要の間接性を指摘し、保険購入は「外部からの力」が必要であるとし、保険販売チャンネルには外部からの力になることが期待されるとする。販売を生命保険、損害保険、新しい販売チャンネルに分けて考察する。新しい販売チャンネルは、銀行窓販とインターネット・チャンネルに分けて考察する。

次に、アンダーライティングについて生命保険、損害保険に分けて考察するが、損害保険はクレーム・サービスについても考察する。生命保険のアンダーライティングでは、アンダーライティングを広義の危険選択と捉え、保険金・給付金確認も含め、その目的を適正利潤獲得を前提とした「契約者間の公平性の確保」(同p.173)に求める。このアンダーライティングの捉え方に基づき、少し前に社会問題化した保険金不払問題を分析する。損害保険では、家計保険は画一的な引受となるのでモラル・ハザードの排除が重要であり、企業保険は個々のリスクの特殊性・多様性からリスクの選択、担保条件、保険料率設定が重要なので、アンダーライティングの目的が家計保険と企業保険とでは異なるとする。

なお、近見ほか[2006]では、本章に相当する章はない。

第7章は「金融仲介機関としての保険会社」である。保険会社を間接金融における金融仲介機関と位置づける。そのため、保険契約者を資金余剰主体と捉える。これは、いわゆるファイナンス論に盲目的に追随する悪しき例えではないか。こうした考察についての批判は小川[2008]で行っているので、ここでは

繰り返さない(小川[2008]pp.212-213)。

次に、保険資金の形成と特徴であるが、生命保険資金、損害保険資金に分けて考察を行う。それぞれの特徴について考察し、資産運用の考察へと進む。

本章は、近見ほか[2006]には見られない保険金融の章である。

第8章は「保険市場と保険産業」である。保険法や保険業法では生命保険、損害保険の他に第3分野の保険を加えて3分類化しているが、保険市場および保険産業に関連したさまざまな区分は生命保険、損害保険の2分類なのでこれに従って考察する。保険市場の規模と普及率を分析し、経済成長に対して保険はかなり成長したが、普及率を諸外国と比較してみると高くないので、とりわけ損害保険の発展可能性が高いとする。

次に、保険産業について生命保険産業、損害保険産業に分けて考察する。産業集中度を分析しており、生命保険産業の集中度はかつての寡占体制の下でもそれほど高くないが、自由化後急速に再編が進んだ損害保険産業の集中度が高いことが明らかにされる。損害保険産業のところでは、共同保険、再保険についての説明も行う。それほど違和感はないものの、本章で再保険を取り上げるのは構成上疑問である。近見ほか[2006]では、第2章の「リスク・マネジメントと保険」(近見ほか[2006]p.94)で取り上げられている。本書では、第6章の「保険経営」で取り上げるべきではないか。

次に、産業融合について考察する。「本来、銀行も、証券会社も、保険会社も、いずれも金融仲介機能を有しており、この点では、何ら異なったところはない。また、リスクに備えるための手段としても、同じように利用可能である。このような側面を強調するなら、銀行業、証券業、保険業は、従来から1つの産業であり、業態と呼んで区分する必要はなかった」(近見ほか[2011]p.223)との指摘は、第7章と同様に保険者を他の金融仲介機関と全く同列に置くという点で整合性があるが、この点については第7章で批判したとおりである。産業融合では、金融と保険の融合として保険代替市場についても考察する。

最後に、共済と簡保に言及する。

第9章は「保険政策と保険規制」である。学問の体系の一つとして、理論・政策・歴史がある。これは、保険学にも当てはまると考える。しかし、保険学

では、もっぱら理論的な考察がなされ、歴史についてはあまり考察されず、政策に至ってはまともに研究されていないといわざるを得ない²⁾。テキストの文献においても、保険政策に独立した章を設けて考察するものは少ない。この点本書は独立した章を設けて保険政策を考察している点で優れている。

保険政策を行政機関が自ら営む場合と、民営保険、私営保険に公的規制を行う場合に分ける。前者に、社会保険、経済政策保険・産業政策保険があり、経済政策保険・産業政策保険として、農業共済（再）保険、漁業共済（再）保険、貿易保険、原子力保険が取り上げられる。原子力保険は私営保険であり、このうちの原子力損害賠償責任保険でさえ、実質的に強制保険という点で性格は自動車損害賠償責任保険に類似するもののノーロス・ノープロフィット原則が取られていないことから、行政機関が自ら営む場合としての経済政策保険・産業政策保険に含めるのは無理であろう。「行政機関が自ら営む場合」として運営主体を基準に把握しているが、あくまで政策性でもって経済政策保険を考えた方が良いのではないか。この点に関して重要なことは保険の分類であり、真屋[1991]の保険の分類「公的保険」、「私的保険」が有力な先行研究となろう³⁾（真屋[1991]pp.28-30）。また、保険政策に関する先行研究があまりない中で、庭田[1966]、真屋[1992]が有力な先行研究といえるだろう。

民営保険・私的保険に対する監督については、保険成長政策、保険安定政策、保険公正政策を軸として考察する。続いて、保険業の特徴と保険規制の根拠について考察する。

次に、戦後の保険政策と保険規制の変遷を考察する。護送船団方式の確立その評価を行う。続いて、護送船団方式の転換として保険自由化について考察する。

次に、新たな保険セーフティ・ネットを考察する。早期是正措置、ソルベン

- 2) 「保険政策」がタイトルに入る著作は、野津[1923]、岡部[1969]、堀田[2003]しかないのではないか。
- 3) 真屋[1991]を先行研究とした評者独自の保険の分類については、小川[2008]pp.64-66を参照されたい。

シー・マージン比率規制、保険契約者保護機構を考察する。
最後に、保険政策の現代的課題を考察する。

3．本書の課題

表3は、小川[2010]で行った10項目による分析を本書も含めて行ったものであるが、網掛け部分が本書のこのシリーズにおける特徴といえ、すでにここまでの論述で確認している⁴⁾。ここでは方向性に関わる本書の特徴として、リスク重視と保険と金融の同質的把握を特に指摘したい。近年のわが国保険研究の動向を、しばしば指摘される保険学の一般性と特殊性の議論の枠組みで考えると、一般性の重視とできよう⁵⁾。テキストにおいては、アメリカ流の「リスク・マネジメントと保険」が多くなり、そのような中でリスク重視、保険と金融の同質的把握は一般性重視の最たるものである。本書は保険数学、保険金融、保険政策を含むことで総合保険学をこれまでのものより忠実に追及し、その分伝統にこだわっているといえるが、リスク重視、保険と金融の同質的把握から一般性重視となった分伝統性が薄れ、リスク重視の保険学に近づいたと思われる。したがって、意識していないかもしれないが、アメリカ流の「リスク・マネジメントと保険」に否定的であった近見ほか[2006]（同はしがきp.i）から路線を変更していることになるのではないか。これは、リスク重視の保険学の影響の大きさを物語ると考える。

4) チェック項目については、小川[2010]pp.62-69を参照されたい。

5) 保険学における一般性と特殊性の議論については、小川[2010]pp.82-84を参照されたい。

表3. 有斐閣シリーズの比較

	木村ほか[1980]	木村ほか[1993]	近見ほか[1998]	近見ほか[2006]	近見ほか[2011]
(1) 保険学	×	×	×	×	×
保険経済学	×	×	×	×	×
集合科学	×	×			
保険法	×	×			
保険総論＋保険各論					×
(2) 保険本質論	×	×			
保険学説	×	×			
保険の定義	入用充足説	入用充足説	入用充足説	入用充足説	入用充足説
独自の保険学説	×	×	×	×	×
損害概念の重視	×	×	×	×	
相互扶助	×	×	×	×	×
保険団体					
保険の要件					
(3) 保険類似制度			×	×	×
保険可能の範囲					
(4) 保険の分類					
さまざまな基準					
体系的把握	×	×	×	×	×
(5) 保険事業の主体	×	×	×	×	
(6) 保険史					
保険の近代化	×	×	×	×	×
(7) 保険政策	×	×	×	×	
(8) 保険の利益・弊害	×	×	×	×	×
保険の機能・効果					
(9) 保険金融	×	×	×	×	
(10) 保険の二大原則					

注)1. チェック項目を充足する場合を、充足しない場合を×とした。

2. 「保険総論＋保険各論」の は、社会保険のみ扱っていることを示す。

3. 「保険学説」の は、限定的(入用充足説、経済生活確保説)ではあるが行われていることを示す。
ただし、近見ほか[2011]は、入用充足説のみの考察である。

4. 「保険の定義」の名称は、保険学説名である。

5. 「保険の二大原則」の は、給付・反対給付均等の原則のみを取り上げていることを示す。

(出所)筆者作成。

また、これまでは保険各論のない近見ほか[1998、2006]でも、構成上やや無理のある形ではあるが、社会保険について1章を割いて考察している。ところが、本書では社会保険ないし公的保険の考察が著しく後退している。この点もシリーズにおける本書の特徴である。第9章の保険政策において社会保険のみならず公的保険について考察を行っているが、質・量ともに限定されたものである。第6章「保険経営」で公的保険も本格的に考察した方が良いのではないか。「経営」とすると営利性が意識され私的保険に自ずと限定されるとの考えかもしれないが、保険の特徴の一つは、保険の経営主体・運営主体の多様性にある。第6章で取り上げる相互会社は法形式上非営利であり、実態からこの点は無視するとしても、協同組合の非営利性は無視できないであろう。さらに、社会保険などを運営する政府等の公的機関が保険の運営主体に含まれ、こうした多様な運営主体の存在を保険の特徴として取り上げるべきであろう。したがって、第6章などで公的保険を大きく取り上げる考察がほしかった。アメリカ流の「リスク・マネジメントと保険」もわが国のリスク重視の保険学も、体系的把握に弱い社会保険を考察に含めていることからすれば、本書で社会保険の記述が簡略化されたことは、シリーズにおいて本書が後退させてしまった問題点として指摘せざるを得ない。

保険の一般性と特殊性の枠組みで考えると一般性寄りになったこと、社会保険の記述が簡略化されていることなどから次なる課題を設定し、さらに総合保険学性を追求して考察分野を広げる形で、シリーズを継続してほしいものである。

参考文献

- 堀田一吉[2003], 『保険理論と保険政策 原理と機能』東洋経済新報社。
木村栄一＝高木秀卓＝庭田範秋＝近見正彦[1980], 『保険の知識』有斐閣。
＝近見正彦＝安井信夫＝黒田泰行[1993], 『保険入門』有斐閣。
真屋尚生[1991], 『保険理論と自由平等』東洋経済新報社。
[1992], 『保険政策と保険経営』庭田範秋編『保険経営学』有斐閣。
庭田範秋[1966], 『保険理論の展開』初版、有斐閣。
野津務[1923], 『保険政策論』有斐閣。

小川浩昭[2008],『現代保険学 伝統的保険学の再評価』九州大学出版会。

[2010]「保険研究の動向」『生命保険論集』第171号、生命保険文化センター。

岡部寛之[1969],『保険政策 その現状とあり方』保険研究所。

Rejda,George E.[2005],*Principles of Risk Management and Insurance*,9th ed.,Boston,
Addison-Wesley.

下和田功編[2010],『はじめて学ぶリスクと保険』有斐閣。

近見正彦＝前川寛＝高尾厚＝古瀬正敏＝下和田功[1998],『現代保険学』有斐閣。

＝吉澤卓哉＝高尾厚＝甘利公人＝久保英也[2006],『新・保険学』有斐閣。

(2001年6月稿)